

第1513号

# 甲府市公報

発行所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
発行人 甲府市  
毎月5日発行  
発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目

## [ 条 例 ]

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例	11
甲府市手数料条例の一部を改正する条例	20
甲府市印鑑条例の一部を改正する条例	21
甲府市都市公園条例の一部を改正する条例	22
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	25
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	26

## [ 規 則 ]

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	28
甲府市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	30
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	

## 次

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	36
--	----

## [ 規 程 ]

甲府市辞令式の一部を改正する規程	42
------------------	----

## [ 告 示 ]

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	43
犬又は猫の引取り告示	45
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達	46
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	47
都市計画変更案の縦覧公告	48
入札告示（3件）	49
犬又は猫の引取り告示（2件）	58
開発行為に関する工事の完了公告	60
市県民税督促状公示送達	61
市県民税過誤納金還付通知書公示送達	62
入札告示	63
市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税通知書公示送達	66

甲府市職員採用試験実施公告	67
犬又は猫の引取り告示	68
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	69
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公示	71
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	72
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	73
入札告示	74
令和7年度補正予算の公表	77
開発行為に関する工事の完了公告	78
農業振興地域整備計画の変更公告	79
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	80
入札告示（6件）	81
開発行為に関する工事の完了公告	98
障害児通所支援事業者の廃止公示（2件）	99
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	101
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	102
指定障害児通所支援事業者の指定公示	103
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	104
犬又は猫の引取り告示	105
差押調書（謄本）公示送達	106
介護保険被保険者証無効告示	107
犬又は猫の引取り告示	108
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	109
人事行政運営状況の公表	111
[ 教育委員会 ]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	112

### [ 選挙管理委員会 ]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	114
----------------------------------	-----

### [ 農業委員会 ]

甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	115
--------------------	-----

### [ 上下水道局 ]

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程及び甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部を改正する規程	116
入札告示（5件）	118

指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示	133
---------------------------	-----

下水道工事指定店の指定告示	134
---------------	-----

指定給水装置工事事業者の指定告示	135
------------------	-----

指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示	136
---------------------------	-----

入札告示（6件）	137
----------	-----

### [ 任免辞令 ]

市長事務部局	155
--------	-----

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

# 条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

## 甲府市条例第39号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第2の1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、「（平成17年法律第123号）」及び「永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は」を削り、同表の3の項中

「

甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則 を

で定めるもの

」

「

甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則  
で定めるもの

に改め、

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則  
で定めるもの

」

同表の4の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人  
生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定  
めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人  
生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定  
めるもの

に改め、

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則  
で定めるもの

」

同表に次のように加える。

14 市長	地域生活支援事業の実施に 関する事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情報 又は外国人生活保護関係情 報であって規則で定めるも の
-------	---------------------------------------	---

第2条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中14の項を15の項とし、13の項の次に次のように加える。

14 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第1に次のように加える。

16 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第2の1の項中

「  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの  
」

「  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの  
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの  
」

に改め、

同表の2の項中

「  
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの  
」

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の3の項及び4の項中

「

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の5の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の6の項及び7の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 8 の項中

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--

を

」

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 9 の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
------------------------------

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 10 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------------------------

を

」

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 1 1 の項中

「

障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の 1 2 の項中

「

障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の 1 3 の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の14の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表に次のように加える。

15 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

別表第3に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月5日から施行する。

甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 40 号

甲府市職員旅費支給条例及び公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する等の条例

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員旅費支給条例（昭和 30 年 3 月条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「職員」の次に「のうち、本市の要請により国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が特に必要と認めるもの」を加え、同条第 3 号中「根拠地」を「根拠」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第 3 条第 1 項中「公務のため旅行」を「出張」に改め、「場合には」の次に「、当該職員に対し」を加える。

第 4 条の見出し中「種類」の次に「及び内容」を加え、同条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料とする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第 6 条から第 14 条までに定めるところによる」に改める。

第 5 条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種類及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「及び方法によって旅行しがたい」を「又は方法に

より旅行し難い」に改める。

第6条から第9条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長が県外旅行をする場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長の場合は、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長の場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長の場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接

要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(4) 職員が自家用自動車（別に定める手続により承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円を支給する。この場合において、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

第9条の2を削る。

第10条から第12条までを次のように改める。

#### （宿泊費）

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者（市長及び副市長等にあっては、同表に規定する指定職職員等）の例に準じた額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### （包括宿泊費）

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による交通費（第14条第1項第1号において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### （宿泊手当）

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定

### 額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 職員が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第13条を次のように改める。

#### （転居費）

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 職員が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種類として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

第16条を削る。

第15条を第16条とする。

第14条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(家族移転費)

第14条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費の額、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 任命権者又はその委任を受けた者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第18条第1項中「当該職員の前職相当の額をもって計算した」を削り、「旧勤務地（赴任中の場合は旧住所）」を「遺族の居住地」に改め、同項ただし書中「扶養親族を随伴する」を「家族移転費が支給されている」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員が死亡した場合において、遺族が帰住する場合は、遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）を当該職員の遺族に支給する。

第19条を削る。

第19条の2中「昭和25年法律第114号」の次に「その他関係法令」を加え、同条を第19条とする。

第20条の見出しを「規則への委任」に改め、同条中「実施のため必要な事項は、市長が定める」を「に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」に改め、同条を第25条とする。

第19条の3中「旅費支給区分の上位者」を「市長」に、「鉄道賃又は船賃について、当該上位者」を「旅費（宿泊費を除く。）の額は、市長」に、「鉄道

賃又は船賃の額と同じ額を支給」を「旅費に相当する額と」に改め、同条を第20条とする。

第19条の4を第21条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第5条、第10条、第11条、第13条及び第14条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする職員及び概算払による旅費の支給を受けた職員でその精算をしようとするものは、別に定める請求書又は精算書に必要な書類を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、職員が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の定めるところにより旅費を支給することができる。

別表第1及び別表第2を削る。

(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正)

第2条 公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和23年8月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日当、鉄道賃、車賃、宿泊料及びその他の費用」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、市長に支給する旅費に相当する額」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条を削る。

別表を削る。

(甲府市学校職員旅費支給条例の廃止)

第3条 甲府市学校職員旅費支給条例（昭和38年4月条例第17号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の甲府市職員旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第18条の規定は、施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の公聴会参加者等の実費弁償条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(甲府市学校職員旅費支給条例の廃止に伴う経過措置)

5 第3条の規定による廃止前の甲府市学校職員旅費支給条例の規定により、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第 41 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「3 筆」を「5 筆」に、「3 棟まで」を「5 棟まで、償却資産は 1 名義」に改め、同表第 2 号中「3 筆」を「6 筆」に、「3 棟」を「6 棟」に改め、「、償却資産は 1 名義」を削り、同表第 18 号の 2 中「3 筆」を「6 筆」に、「3 棟」を「6 棟」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市条例第 42 号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和 56 年 12 月条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 6 条第 6 号中「の備考欄」を削る。

第 13 条（見出しを含む。）中「まつ消」を「抹消」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

## 甲府市条例第 43 号

### 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和 32 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「及び甲府市甲府駅北口多目的広場（以下「多目的広場」という。）」を「、甲府市甲府駅北口多目的広場（以下「多目的広場」という。）及び遊亀公園（法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた施設を除き、遊亀公園に設置する附属動物園（以下「附属動物園」という。）を含む。第 3 条の 3、第 5 条、第 7 条から第 8 条まで及び第 12 条において同じ。）」に改める。

第 3 条の 3 に次の 1 号を加える。

#### (4) 遊亀公園

ア 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に関する業務（法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する仮設工作物で、遊亀公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る。）及び第 5 条第 1 項又は第 3 項の許可に関する業務

イ 附属動物園の利用の許可に関する業務

ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務（動物の飼育及び展示に関する業務を除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が定める業務

第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「許可に限る。」の次に「を受けた者」を加え、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「第 1 項から第 3 項ま

で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第6条第1項若しくは第3項の許可（遊亀公園に係るものうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、遊亀公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に限る。）又は第5条第1項若しくは第3項の許可（遊亀公園に係るものに限る。）を受けた者は、別表第1に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める額の利用料金を納付しなければならない。

第8条中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 第17条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者

第12条第3項中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改め、「第6条の2第1項」の次に「若しくは第17条第2項」を加える。

第17条を次のように改める。

#### （遊亀公園附属動物園）

第17条 附属動物園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開園し、若しくは休園し、又は開園時間を変更することができる。

##### (1) 開園時間

ア 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで

イ 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時30分から午後4時30分まで

##### (2) 休園日

ア 12月29日から翌年1月1日まで

イ 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

2 附属動物園に入園しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるとときは、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、附属動物園への入園を許可しないことができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (3) 施設、設備等を損傷し、又は動物に危害を加えるおそれがあると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、附属動物園の管理上支障があると認められるとき。
- 5 第2項の許可を受けた者は、別表第4に定める入園料を前納しなければならない。
- 6 第7条第3項及び第4項の規定は、前項の入園料について準用する。
- 7 附属動物園において生じた損害については、市の責めに帰すべき事由に基づくものを除き、市は、その賠償の責めを負わない。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の許可その他の処分（この条例による改正後の第3条の3第4号の規定による許可に相当する許可及びこの条例による改正後の第8条又は第12条の規定による処分に相当する処分（遊亀公園に係るものに限る。）に限る。）は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 44 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 3 月条例第 15 号）の  
一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加  
え、「範囲内の」を「範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲  
内の」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 45 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年9月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第14条まで」を「、第14条」に改め、同項の表第13条の項を削る。

(甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

# 規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第 63 号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和 35 年 1 月規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表診察、検診関係の表中

「

健康診断料		算定方法により算定した額
基本健康診断料	1回	5, 910 円
基本人間ドック料	1回	33, 637 円

を

」

「

健康診断料		算定方法により算定した額	
定期健康診断料	1回	5, 000 円	
特定健康診断料	1回	5, 910 円	
基本人間ドック料	1回	33, 637 円	
人間ドック	乳がん検診（マンモグラ	1回	3, 000 円

クオプション検査料金	フィ 1 方向)		
	乳がん検診（マンモグラ	1 回	4 , 0 0 0 円
	フィ 2 方向)		
	乳がん検診（マンモグラ フィ + 乳腺超音波検査）	1 回	6 , 2 0 0 円
	子宮頸がん検診（細胞診 + 経膣超音波検査）	1 回	3 , 5 0 0 円
	子宮頸がん検診（細胞診 + 経膣超音波検査 + H P V 検査）	1 回	7 , 0 0 0 円
	前立腺がん検診（P S A 検査）	1 回	1 , 2 1 0 円
	骨粗しょう症検査	1 回	4 , 5 0 0 円

に、

」

「前立腺癌検診料」を「前立腺がん検診料」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第 64 号

甲府市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 3 月 規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある」を削る。

第 15 条第 1 項中「の承認の請求は、部分休業承認請求書」を「に係る地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 1 項の規定による承認の請求、同条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更は、部分休業簿」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

部分休業等

(第1面)

第5号様式（第15条関係）

申出対象期間		年度	
所属	職員番号	氏名	

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日			年 月 日

2 申出	申出月日 月 日	申出の内容 (①又は②を記入) ※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日ににつき2時間を超えない範囲内 ②1年ににつき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内	主 管 部 確 認 欄

3 変更(第1回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特 別 の 事 情 の 有 無 (有又は無を 記入) 主 管 部 決 定 欄

3 変更(第2回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特 別 の 事 情 の 有 無 (有又は無を 記入) 主 管 部 決 定 欄

4 備考				
------	--	--	--	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が差げられる。  
医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する出生届決定通知書又は証明書等(写しでも可)
- 2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度  
所属

整理番号	部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日 請求者 の確認	備考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	主管部決定欄	
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日		

(注)30分単位で請求すること。  
(※印の欄は請求者が記入又は確認すること。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度	所属	氏名
----	----	----

整理番号	部分休業の承認の取消しの期間			時間数	請求者の確認	備考
	月	日	時 間			
1	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
2	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
3	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
4	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間	主管部 決定欄	
5	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
6	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
7	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
8	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
9	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		
10	月 日 から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間		

(※印の欄は請求者が記入又は確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度	所属	氏名
----	----	----

整理番号	部分休業の承認の請求をする期間				請求時間数	残時間数	請求月日	請求者 の確認 の確認	第2号部分休業の時間数		時間	
	月	日	月	日	時	間	月	日	時	間		
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで

(注) 1時間または1日単位で請求すること。  
(※印の欄は請求者が記入又は確認すること。)

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に改める。

第23条の4を第23条の5とし、第23条の3を第23条の4とし、第23条の2を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（条例第14条の2第2項の規則で定める期間）

第23条の2 条例第14条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

第27条第4項中「、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

第27条の2第3項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（育児休業法第19条第1項に規定する）を「育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に、「ある日については、当該」を「ある日の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第28条の2第1項中「第23条の2」を「第23条の3」に改める。

（甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の規定による」を「第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

甲府市長 橋口 雄一

### 甲府市規則第 65 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月 規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項中第 7 号を第 10 号とし、第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第 2 条 第 1 項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る資料の提供等の求めに関する事務

第 2 条 第 13 項中「別表第 1 第 13 項」を「別表第 1 第 14 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 条例別表第 1 第 13 項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17

年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第77条第1項第6号の規定による日常生活用具給付等事業に関する事務

- (2) 障害者総合支援法第77条第1項第8号の移動支援事業に関する事務
- (3) 障害者総合支援法第77条第3項の規定による訪問入浴サービス事業に関する事務
- (4) 障害者総合支援法第77条第3項の規定による日中一時支援事業に関する事務

第3条第2項第5号中「若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止」を「、同法第26条の保護の停止若しくは廃止若しくは同法第29条第1項の資料の提供等の求め」に改め、「就労自立給付金」の次に「若しくは同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金」を加え、同項第12号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」を「障害者総合支援法」に改める。

第5条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前項の事務に係る助成に係る子どもの甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例による支給に関する情報

第6条第2項第1号中「助成に係るひとり親家庭等の父若しくは母に係る道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等の父若しくは母及び児童若しくは父母のいない児童」を「助成対象者」に改め、同項第2号中「申請を行う者及び当該申請を行う者」を「助成対象者及び当該助成対象者」に改め、同項第3号中「申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者」を「助成対象者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前項の事務に係る助成対象者に係る甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例による支給に関する情報

第7条第2項第1号中「祝金の支給に係るひとり親家庭等の世帯の道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等に属する児童若しくは父母のない児童」を「支給対象児童」に改め、「又は地方税関係情報」を削り、同項第2号中「申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者」を「支給対象児童の属する世帯」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前項の事務に係る支給対象児童の属する世帯に係る地方税関係情報

第10条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第12条第15号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「障害者支援法」という。）」を「障害者総合支援法」に、「障害者支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に、「、障害者支援法」を「、障害者総合支援法」に改める。

第17条を第18条とする。

第16条の前の見出しを削り、同条を第17条とし、同条の前に見出しとして「（特定個人情報の提供に係る事務及び情報）」を付する。

第15条の次に次の1条を加える。

第16条　条例別表第2第14項の規則で定める事務は、第2条第13項に掲げる事務とする。

2　条例別表第2第14項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る利用対象者、当該利用対象者の保護者及び当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (2) 前項の事務に係る利用対象者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (3) 前項の事務に係る利用対象者、当該利用対象者の保護者及び当該利用対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第2条　甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第14項中「別表第1第14項」を「別表第1第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14　条例別表第1第14項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報に対する宛名番号の付番及び管理に関する事務とする。

第2条に次の1項を加える。

16　条例別表第1第16項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報に対する宛名番号の付番及び管理に関する事務とする。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (14) 要保護者等に係る住登外者宛名番号管理機能で管理する住登外者に関する宛名情報（以下「住登外者宛名管理情報」という。）

第4条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名管理情報

第5条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前項の事務に係る助成に係る子ども及び保護者に係る住登外者宛名管理情報

第6条第2項に次の1号を加える。

- (5) 前項の事務に係る助成対象者、当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名管理情報

第7条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項の事務に係る支給対象児童及び当該支給対象児童と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名管理情報

第8条第2項に次の1号を加える。

- (3) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名管理情報

第9条第2項に次の1号を加える。

- (5) 市営住宅入居者等に係る住登外者宛名管理情報

第10条第2項に次の1号を加える。

- (9) 小学校就学前子ども、当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者、当該小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者又はその世帯員及び当該小学校就学前子どもを監護又は養育する者に関する住登外者宛名管理情報

第11条第2項に次の1号を加える。

- (3) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る住登外者宛名管理情報

第12条各号中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「及び住登外者宛名管理情報」を加える。

第13条第2項に次の1号を加える。

- (9) 前項の事務に係る助成対象者、当該助成対象者と同一の世帯に属する者、当該助成対象者の配偶者若しくは保護者又は当該助成対象者の扶養義務者に

## 係る住登外者宛名管理情報

第14条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前項の事務の申請に係る障害児童、当該障害児童と同一の世帯に属する者  
又は当該障害児童の保護者に係る住登外者宛名管理情報

第15条第2項に次の1号を加える。

- (3) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る住登  
外者宛名管理情報

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項の事務に係る利用対象者、当該利用対象者の保護者及び当該利用対象  
者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名管理情報

第18条中「別表第3第2項」を「別表第3第3項」に改め、同条を第21条  
とする。

第17条の前の見出しを削り、同条を第19条とし、同条の前に見出しとして  
「(特定個人情報の提供に係る事務及び情報)」を付し、同条の次に次の1条を  
加える。

第20条 条例別表第3第2項の規則で定める事務は、第2条第16項に掲げる  
事務とする。

2 条例別表第3第2項の規則で定める情報は、前項の事務の対象者に係る住登  
外者宛名管理情報とする。

第16条の次に次の2条を加える。

第17条 条例別表第2第15項の規則で定める事務は、市長が処理することと  
される事務とする。

2 条例別表第2第15項の規則で定める情報は、前項の事務の対象者に係る住  
登外者宛名管理情報とする。

第18条 条例別表第2第16項の規則で定める事務は、教育委員会が処理する  
こととされる事務とする。

2 条例別表第2第16項の規則で定める情報は、前項の事務の対象者に係る住  
登外者宛名管理情報とする。

本則に次の1条を加える。

第22条 条例別表第3第4項の規則で定める事務は、第2条第14項に掲げる

事務とする。

2 条例別表第3第4項の規則で定める情報は、前項の事務の対象者に係る住登外者宛名管理情報とする。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月5日から施行する。

---

# 規程

---

甲府市規程第6号

甲府市辞令式の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月26日

甲府市長 橋口雄一

甲府市辞令式の一部を改正する規程

甲府市辞令式（昭和29年7月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（別記）第39号及び第40号中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第2号様式（別記）中第100号を第102号とし、第41号から第99号までを2号ずつ繰り下げ、第40号の次に次の2号を加える。

4 1 第2号部分休業	第2号部分休業を承認する 第2号部分休業の期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする	第2号部分休業を承認する場合
4 2 第2号部分休業取消	第2号部分休業の承認を取り消す	

## 附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第542号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請します。

令和7年9月1日

甲府市長 橋口雄一

1 業務名

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業

2 業務概要

ケアプランデータ連携システムを活用し、介護事業所間の連携強化及び業務効率化を促進することで、職員の負担軽減や生産性向上につながる取組みを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本業務に類似する十分な業績及び能力を有していること。

5 手続き

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

福祉部福祉支援室長寿介護課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5473

メールアドレス：k a i g o h o k e n @ c i t y . k o f u . l g . j p

甲府市告示第543号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年9月4日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月1日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市下飯田一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫4頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス1頭、メス3頭
- 5 毛の色：キジ白2頭、キジトラ1頭、灰白1頭
- 6 その他の特徴：1か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第544号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年9月3日

甲府市長 橋口 雄一

1 書類名	令和7年度国民健康保険料納入通知書 (兼更正通知書) (令和6年度相当分)
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり
3 保管場所	甲府市福祉部福祉総室健康保険課

甲府市告示第545号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和7年9月4日

甲府市長 橋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1990101089
2 事業所の名称	デイサービス にこにこ one day
3 事業所の所在地	甲府市住吉三丁目22番2号
4 当該事業所の申請者	株式会社General Enterprise K&H 代表取締役 佐々木 君子
5 サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス)
6 指定年月日	令和7年9月1日

甲府市告示第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和7年9月4日

甲府市長 橋口雄一

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 都市計画の種類             | 甲府都市計画公園舞鶴城公園の変更  |
| 2 都市計画の変更に<br>係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分   |
| 3 縦 覧 会 場             | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                             |
| 4 縦 覧 期 間             | 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで<br>ただし縦覧会場の開場時間は、土・日・祝日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 意見書の提出先             | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課   |
| 6 意見書の提出方法            | 直接持参、郵送など   |
| 7 意見書の提出期限            | 令和7年9月24日 午後5時15分   |
| 8 都市計画案の概要            | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。                                 |

甲府市告示第547号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月5日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 123号	
工事名		耐震性貯水槽60m3型設置工事	
工事場所		甲府市幸町地内（甲府市地域医療センター敷地内）	
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置 (鋼製60m3級・井筒沈下工法) N=1箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和8年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,568,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日

	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札及び開札日時	令和7年10月3日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第548号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月5日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 125号	
工事名		側溝改良工事 (R7-5)	
工事場所		甲府市中小河原町地内外	
工事概要	1 工事内容	【1号箇所】 施工延長 L = 60.0m 側溝工(300型 一般部) L = 54.0m 側溝工(300型 点検口部) N = 6箇所 舗装工 A = 28.0m <sup>2</sup>	
		【2号箇所】 施工延長 L = 16.0m 防護柵工 L = 16.0m 防護柵基礎工 L = 16.0m 舗装工 A = 28.0m <sup>2</sup>	
	2 工期	令和8年2月27日まで	
	3 予定価格 (税込み)	14,234,000円	
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用	
	5 週休2日制適用工事	適用	
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内	
	2 競争入札参加資格	土木一式 B又はC	
	3 同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 700万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場	

		合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4 申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7 設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月3日 午前10時10分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金		免除
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第549号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月5日

甲府市長 橋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(舗装) 128号	
工事名		市道舗装工事 (R7-5)	
工事場所		甲府市大里町地内外	
工事概要	工事内容	【1号箇所】	
		施工延長	L = 471.6m
		表層	A = 2550m <sup>2</sup>
		付帯工	1式
		【2号箇所】	
		施工延長	L = 240.3m
		切削オーバーレイ工	A = 1470m <sup>2</sup>
		表層	A = 23m <sup>2</sup>
	【3号箇所】		
		自由勾配側溝工（縦断用	300×600)
			L = 20m
		自由勾配側溝工（縦断用	300×500)
			L = 5m
		自由勾配側溝工（横断用	300×600)
			L = 10m
		集水樹工 (300×300×800)	N = 1基
		付帯工	1式
2	工期	令和8年3月18日まで	
3	予定価格 (税込み)	43,989,000円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
5	週休2日制適用工事		適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）700点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、2,100万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札日時	令和7年10月3日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年10月8日

	12	開札日時	令和7年10月15日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和7年10月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日
価格以外の 評価に関する 照会	1	質問	令和7年10月10日まで
	2	回答	令和7年10月14日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和7年10月14日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第550号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年9月9日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月5日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市南口町地内
- 2 犬又は猫の別：猫3頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：性別不明
- 5 毛の色：キジトラ3頭
- 6 その他の特徴：1週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第551号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年9月11日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月8日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市小瀬町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：ポメラニアン
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし、マイクロチップあり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月9日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市里吉一丁目28番5、28番8、30番1及び30番5から  
30番17まで  
以上16筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課  
に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号  
有限会社セントラルホームズ  
代表取締役 雨宮 孝

甲府市告示第553号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年9月9日

甲府市長 橋口雄一

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 書類名       | 市県民税督促状          |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第554号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年9月9日

甲府市長 橋口雄一

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 書類名       | 市県民税過誤納金還付通知書    |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月12日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第845号       |
| (2) 業務名称   | 造林(間伐)事業測量業務委託     |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和8年1月30日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による            |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による            |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社を有する者であること。
- (2) 過去5年以内に、国又は地方公共団体等が行う造林(間伐)事業測量業務を受託し、本委託業務と同規模の測量業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年9月12日(金)～令和7年9月22日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和7年9月22日（月）については、午後3時00分まで

（2）配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

（3）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年9月12日（金）～令和7年9月22日（月）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和7年9月22日（月）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

（1）日 時 令和7年10月2日（木） 午前10時00分

（2）場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第556号

次の市税等にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年9月12日

甲府市長 橋口雄一

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1 書類名       | 令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                       |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部税務管理室市民税課              |

甲府市告示第557号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和7年9月16日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第558号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年9月19日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月16日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市中小河原町地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白黒
- 6 その他の特徴：1週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請します。

令和7年9月17日

甲府市長 橋口雄一

1 業務名

高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務

2 業務概要

老人福祉法、介護保険法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「高齢者いきいき甲府プラン（令和9年度から令和11年度）」並びにその関連計画である「第4次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に係る支援業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (7) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、官公庁が発注した福祉の分野におけるアンケート調査の分析を踏まえた計画策定等の支援業務を受

託し、完了した実績があること。なお、実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

## 5 手続き

### (1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

### (2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

福祉部福祉支援室長寿介護課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5473

メールアドレス：kai\_gohoken@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第560号

次の者から、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和7年9月18日

甲府市長 橋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1960190054
2 事業所の名称	公益社団法人山梨県看護協会 荒川訪問看護ステーション
3 事業所の所在地	甲府市荒川二丁目10番26号
4 当該事業所の申請者	甲府市東光寺二丁目25番1号 公益社団法人山梨県看護協会 会長 遠藤 みどり
5 サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
6 廃止年月日	令和7年9月30日

甲府市告示第561号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和7年9月18日

甲府市長 橋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1990101063
2 事業所の名称	サンクシア大里ディサービスセンター
3 事業所の所在地	甲府市大里町1756番地5
4 当該事業所の申請者	甲斐市大下条1157番地 株式会社サンクシア 代表取締役 中込 雅仁
5 サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス)
6 廃止年月日	令和7年7月31日

甲府市告示第562号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和7年9月18日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号	1970103469
2 事業所の名称	合同会社デイサービスさくら
3 事業所の所在地	甲府市湯村三丁目20番11号
4 当該事業所の申請者	甲府市湯村三丁目20番11号 合同会社デイサービスさくら 代表社員 渡邊 正久
5 サービスの種類	地域密着型通所介護
6 廃止年月日	令和7年8月31日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月19日

甲府市長 橋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 842号          |
| (2) 業務名称   | 里吉団地外簡易専用水道水槽等清掃業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和8年3月13日まで   |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による              |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による              |
| (6) 予定価格   | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「水処理」または「清掃」で登録されている者であり、「建築物飲料水貯水槽清掃業」の登録を甲府市長または山梨県知事より受けている者であること。
- (3) 現場代理人または主任技術者は、厚生労働大臣の「建築物環境衛生管理技術者免状」の登録を受けた者、もしくは「建築物環境衛生管理技術者免状」の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立が

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（9）市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（1）配付期間 令和7年9月19日（金）～令和7年10月1日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和7年10月1日（水）については、午後3時00分まで

（2）配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

（3）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年9月19日（金）～令和7年10月1日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和7年10月1日（水）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

（1）日 時 令和7年10月20日（月） 午後1時30分

（2）場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の 10／100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第564号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和7年9月市議会定例会において  
議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和7年9月19日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和7年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度甲府市病院事業会計補正予算（第2号）
- 4 令和7年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 令和7年度甲府市水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 令和7年度甲府市簡易水道等事業会計補正予算（第1号）

令和7年9月19日 原案可決

甲府市告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字天屋125番1、125番4及び125番5  
以上3筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町1210番地1  
株式会社とちの木  
代表取締役 小関 敏和

甲府市告示第566号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和7年9月22日

甲府市長 橋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第567号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第6の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和7年9月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 介護保険事業所番号	1972300386
2 事業所の名称	アクティブサロンサニー
3 事業所の所在地	中央市山之神133番地45
4 当該事業所の申請者	S & Y株式会社 代表取締役 水江 将梧
5 サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス)
6 指定年月日	令和7年10月1日

甲府市告示第568号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		合併（土木）5号		
工事名		①R7道路改良工事（市道浜下曾根線） ②（街路－18）配水管布設替工事		
工事場所		甲府市上曾根町地内		
工事概要	1 工事内容	①道路改良工事		
		排水構造物工	L = 89m	
		舗装工（車道部）	A = 364 m <sup>2</sup>	
		舗装工（歩道部）	A = 138 m <sup>2</sup>	
		縁石工（歩車道境界ブロック）	L = 89m	
		区画線工	1式	
		付帯工	1式	
		②配水管布設替工事		
		D I P. G X φ 150	L = 80.0m	
		消火栓φ75	1基	
	2 工期	令和8年2月27日まで		
	3 予定価格 (税込み)	29,777,000円		
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用		
	5 週休2日制適用工事	適用		
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内		
	2 競争入札参加資格	土木一式 A又はB		
	3 同種工事施工実績	道路工事等又は道路工事等と配水管布設替工事等との合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。		

		なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前9時40分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第569号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月25日

甲府市長 橋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 134号	
工事名		水路改修工事（R7-5）	
工事場所		甲府市落合町地内	
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 63m プレキャストL型水路工 (H1500) 仮設工 1式 L = 63m
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	32,439,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,600万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は

		求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 地域貢献評価型
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 令和7年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 令和7年10月7日
	3	申請書受付開始日 令和7年9月25日
	4	申請書受付締切日 令和7年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 令和7年10月14日
	6	設計図書配付開始日 令和7年9月25日
	7	設計図書配付締切日 令和7年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日 令和7年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 令和7年10月15日
	10	入札日時 令和7年10月22日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日 令和7年10月27日
	12	開札日時 令和7年10月30日 午前9時10分
	13	落札者決定日 令和7年10月31日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ) 配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問 令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答 令和7年10月20日
価格以外の	1	質問 令和7年10月28日まで

評価に関する照会	2	回答	令和7年10月29日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年10月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者を行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第 570 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 9 月 25 日

甲府市長 橋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 135 号		
工事名	側溝改良工事 (R7-4)		
工事場所	甲府市新田町地内		
工事概要	1	工事内容	自由勾配側溝工 場所打擁壁工 付帯工 L = 79 m L = 4 m 1式
	2	工期	令和 8 年 1 月 30 日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,188,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 600 万円以上の実績に限る。 元請として平成 22 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 20 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 7 年 9 月 25 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第571号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 136号		
工事名	水路改良工事（その2）		
工事場所	甲府市国玉町地内		
工事概要	1	工事内容	自由勾配側溝工（700×400）L=4m 自由勾配側溝工（700×500）L=52m
	2	工期	令和8年1月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,814,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日

	3	申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前10時10分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第572号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 139号				
工事名	市営住宅駐車場整備工事（城南団地）				
工事場所	甲府市大里町地内				
工事概要	1 工事内容	駐車場台数	N = 64台		
		排水構造物工	L = 56m		
		縁石工	L = 92m		
		表層工（車道部）	A = 1130m <sup>2</sup>		
		路盤工（車道部）	A = 172m <sup>2</sup>		
		表層工（歩道部）	A = 222m <sup>2</sup>		
2 工期	区画線工 一式				
	伐採工 一式				
	付帯工 一式				
	令和8年2月6日まで				
	3 予定価格 (税込み)	22,484,000円			
4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務					
	適用				
5 週休2日制適用工事					
	適用				
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内			
	2 競争入札参加資格	土木一式 A又はB			
	3 同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を			

		各企業の施工実績として扱う。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前9時50分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金		免除
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
低入札価格調査制度		適用

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第573号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月25日

甲府市長 橋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(解体) 144号	
工事名		旧南庁舎解体工事	
工事場所		甲府市幸町15番6号	
工事概要	1	工事内容	旧南庁舎（RC造、地上5階 地下1階建）、院内保育所（RC造、平家建）及びその他付属構造物の解体撤去工事 ・旧南庁舎 4615.0 m <sup>2</sup> ・地下通路 48.5 m <sup>2</sup> ・院内保育所 160.0 m <sup>2</sup> ・樹木類 10本 ・敷地内外周フェンス 216.0 m ・敷地内アスファルト舗装 1749.0 m <sup>2</sup> 他
	2	工期	令和9年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	337,920,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 次の3者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員：評定点800点以上 構成員1：評定点700点以上 構成員2：評定点700点以上 ※評定値については、直近の経営事項

		審査結果通知書の総合評定値で「解体」の数値とする。 代表構成員：特定建設業の許可
	3 同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 ただし、1件の工事請負額が、1億6,800万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1 総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2 加算点の満点	30
	3 評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札日時	令和7年10月22日 午前9時30分
	11 価格以外の評価点公表日	令和7年10月27日
	12 開札日時	令和7年10月30日 午前9時30分

	13	落札者決定日	令和7年10月31日		
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載		
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書		
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況		
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和7年10月17日 午後5時まで		
	2	回答	令和7年10月20日		
価格以外の 評価に関する照会	1	質問	令和7年10月28日まで		
	2	回答	令和7年10月29日		
価格以外の評価 を修正した場合	公表	令和7年10月29日			
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。				
低入札価格調査 制度	適用				
支払条件	前金払	請求できる。			
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）。			
	部分払	請求できる。			
年度支払限度額	令和7年度	135, 168, 000円			
	令和8年度	残金			
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124				

甲府市告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月25日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市増坪町字茶の木815番3及び815番5から815番28まで  
以上25筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課  
に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号  
西甲府住宅株式会社  
代表取締役 福井 英治

甲府市告示第575号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋口雄一

1 事業者名	合同会社テン・フィールド
2 事業者の所在地	甲府市上石田三丁目7番17号
3 事業所名	居宅訪問型児童発達支援事業所ちあふる
4 事業所の所在地	甲府市上石田三丁目7番17号
5 事業の種類	居宅訪問型児童発達支援
6 指定事業所番号	1950104115
7 廃止年月日	令和7年9月30日

甲府市告示第576号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 事業者名	社会福祉法人いづみ会
2 事業者の所在地	山梨県山梨市東後屋敷635番地1
3 事業所名	いづみ園
4 事業所の所在地	甲府市宝一丁目19番6号
5 事業の種類	児童発達支援
6 指定事業所番号	1950101004
7 廃止年月日	令和7年9月30日

甲府市告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 事業者名	社会福祉法人あすなろ福祉会
2 事業者の所在地	甲府市上石田四丁目5番18号
3 事業所名	障がい福祉サービスセンターあすなろ工房
4 事業所の所在地	甲府市上石田四丁目5番18号
5 事業の種類	就労継続支援B型 就労移行支援
6 指定事業所番号	1910102258
7 廃止年月日	令和7年9月30日

甲府市告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋口 雄一

1 事業者名	社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
2 事業者の所在地	甲府市若松町6番35号
3 事業所名	障がい福祉サービスセンターあすなろ工房
4 事業所の所在地	甲府市上石田四丁目5番18号
5 事業の種類	就労継続支援B型 就労移行支援
6 主たる対象者	特定無し
7 指定事業所番号	1910104254
8 指定年月日	令和7年10月1日

甲府市告示第579号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 事業者名	社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
2 事業者の所在地	甲府市若松町6番35号
3 事業所名	いずみ園
4 事業所の所在地	甲府市宝一丁目19番6号
5 事業の種類	児童発達支援
6 主たる対象者	重症心身障害以外
7 指定事業所番号	1950104263
8 指定年月日	令和7年10月1日

甲府市告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋口 雄一

1 事業者名	公益財団法人住吉偕成会
2 事業者所在地	甲府市住吉四丁目10番32号
3 事業所名	すみよし作業センター
4 事業所所在地	甲府市住吉四丁目10番32号
5 事業の種類	就労選択支援
6 主たる対象者	精神障害
7 指定事業所番号	1910100963
8 指定年月日	令和7年10月1日

甲府市告示第581号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年9月30日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月26日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市里吉三丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白、キジトラ
- 6 その他の特徴：1か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第582号

次の市税等の徴収にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年9月29日

甲府市長 橋口雄一

- |             |                       |            |
|-------------|-----------------------|------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）              | 市民発第21864号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略)                  |            |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |            |

甲府市告示第583号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和7年9月29日

甲府市長 橋口雄一

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名             | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 | 別紙のとおり    |

甲府市告示第584号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年10月2日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年9月29日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市富竹三丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：茶トラ1、黒1、サビ1、白黒2、キジトラ1
- 6 その他の特徴：1か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課  
電話055-237-2550

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年9月29日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務

2 業務概要

本業務は、まちなかエリアにおいて、甲府まちなかエリアプラットフォームを中心に策定した「甲府まちなか未来ビジョン2025」の実現に向けて、モビリティサービスの現状や課題を整理するとともに、サービス事業者へのヒアリング等を通じて、将来的なモビリティ戦略の方向性を検討・立案することを目的とする業務である。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (3) 公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 管理技術者は技術士「総合技術監理部門」（建設）もしくは「建設部門」の資格を有すること。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポ

一ザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市企画部企画総室地域デザイン課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5060

電子メール：cdeza in@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第586号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、令和6年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年9月30日

甲府市長 橋口雄一

---

# 教育委員会

---

甲府市教育委員会告示第34号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年9月3日

甲府市教育委員会  
教育長 松田昌樹

1 業務名

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務

2 業務概要

本業務は、「第2期 甲府市スポーツ推進計画（令和7年7月策定）」の基本方針1「子ども運動機会の充実」中、（3）地域クラブ活動の推進に掲げる取組を円滑かつ効率的に実施するために必要な業務を一元管理する総合プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を構築し、その後も長期（令和10年3月31日まで）にわたり本市の地域クラブ運営を支援するものであり、これに必要な豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識を有する民間事業者等に対し「成果連動型発注方式」によって業務を委託するものである。

実施にあたっては、本プロポーザルで選定した優先交渉権者と協議のうえ、予算案を市議会へ上程し、当該予算案の議決を受けることを条件に本業務に係る業務契約を締結するものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 自らが企画提案する事業を実行する意志を持ち合わせ、本業務を的確に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) この公告の日から契約締結日までの間に本市の指名停止を受けていないこと。
- (6) 次に該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
  - カ 国税及び地方税に滞納がある者

## 5 手続き等

### (1) 要項等の配布

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務提案募集要項（以下「要項」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

### (2) 提出方法等

参加申込みの提出方法、提出期限及び提出先等については、要項等を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市教育委員会教育部生涯学習室スポーツ課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-223-7325

電子メール kyo sports@city.kofu.lg.jp

---

## 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1／50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1／3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1／6の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 原 栄治

1 1／50の数	3, 041人
2 1／3の数	50, 675人
3 1／6の数	25, 338人
4 選挙人名簿登録者数	152, 025人

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会9月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和7年9月29日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和7年9月22日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第21号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程及び甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月10日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の5第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条の2第2項中「規則」を「規程」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 規程で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条第5項中「始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

第16条の2第6項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業）を「介護休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請

求する部分休業」に「ある日」を「ある日の介護時間」に「当該」を「1日につき」に「時間）」を「時間」に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第16条の3 管理者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第20条の2第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第101号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 110055号		
工事名		(更新－5) 配水管布設替工事		
工事場所		昭和町西条地内（県立甲府昭和高等学校の周辺）		
工事概要	1	工事内容	H P P E φ 100 L=258.5m H P P E φ 75 L=174.5m 仕切弁. P E φ 100 7基 仕切弁. P E φ 75 5基 消火栓 φ 75 1基	
	2	工期	令和8年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	41,954,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P) 682点以上	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札日時	令和7年10月3日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年10月8日
	12	開札日時	令和7年10月15日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和7年10月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年10月10日まで
	2	回答	令和7年10月14日
価格以外の評価を修正した場合	公表		令和7年10月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第102号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 110056号		
工事名		(災対-1) 送水管布設替工事		
工事場所		甲斐市牛句・大久保地内（高区西配水池の北東）		
工事概要	1	工事内容	D I P. G X φ 350 L = 15.0 m D I P. G X φ 300 L = 159.0 m 仕切弁. G X φ 300 1基 消火栓（私設）φ 75 1基 空気弁 φ 20 2基	
	2	工期	令和8年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	42,152,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）682点以上	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札日時	令和7年10月3日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年10月8日
	12	開札日時	令和7年10月15日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和7年10月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年10月10日まで
	2	回答	令和7年10月14日
価格以外の評価を修正した場合	公表		令和7年10月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第103号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110057号		
工事名	(鉛対4-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市千塚四丁目地内（千松橋の北）		
工事概要	1	工事内容	H P P E φ75 L=332.5m 仕切弁. P E φ75 N=4基 消火栓 φ75 N=1基 水抜栓 φ25 N=3基
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	40,953,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札日時	令和7年10月3日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年10月8日
	12	開札日時	令和7年10月15日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和7年10月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年10月10日まで
	2	回答	令和7年10月14日
価格以外の評価を修正した場合	公表		令和7年10月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第104号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 110058号		
工事名		(鉛対4-6) 配水管布設替工事		
工事場所		甲府市上今井町地内（市立山城小学校の南）		
工事概要	1	工事内容	H P P E $\phi$ 75 L = 227.0m 仕切弁. P E $\phi$ 75 N = 5基 消火栓 $\phi$ 75 N = 1基 水抜栓 $\phi$ 25 N = 5基	
	2	工期	令和8年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	29,678,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)	

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日	令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日	令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日	令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日	令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年9月25日
	10	入札及び開札日時	令和7年10月3日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第105号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130047号		
工事名	下水道改良工事 (スR7-10)		
工事場所	甲府市青沼三丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容 人孔鉄蓋取替工 付帶工	N=53箇所 1式
	2	工期 令和8年2月12日まで	
	3	予定価格 (税込み) 23,408,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内	
	2	競争入札参加資格 土木一式 A又はB	
	3	同種工事施工実績 配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)	
	5	近接工事 以下のいずれかの工事の落札者は、 本工事の落札者となることはできま	

		<p>せん。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年7月24日告示 土木130030号「下水道管工事（R6D-4）（余フ）」</li> <li>・令和7年6月5日告示 合併（舗装）1号「①（路4-5）路面復旧工事（余フ）、②下水道改良工事（公共R7-2）（余フ）」</li> <li>・令和7年8月25日告示 土木130041号「下水道改良工事（スR7-1）」</li> </ul>
日程	1	入札説明書等配付開始日 令和7年9月5日
	2	入札説明書等配付締切日 令和7年9月17日
	3	申請書受付開始日 令和7年9月5日
	4	申請書受付締切日 令和7年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 令和7年9月24日
	6	設計図書配付開始日 令和7年9月5日
	7	設計図書配付締切日 令和7年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日 令和7年9月5日
	9	設計図書に関する質問締切日 令和7年9月25日
	10	入札及び開札日時 令和7年10月3日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 令和7年9月30日 午後5時まで
	2	回答 令和7年10月1日
入札の無効		<p>入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札</p>

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第106号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和7年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定番号	第391号
指定業者名	うみの設備サービス
所在地	昭和町清水新居520-8
代表者	海野 弘人

甲府市上下水道局告示第107号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定年月日	令和7年9月17日
指定番号	第262号
指定店名	株式会社夢空間研究所
所在地	山梨市下栗原1456
代表者氏名	大久保 好朗

甲府市上下水道局告示第108号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和7年9月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定番号	第491号
指定業者名	株式会社夢空間研究所
所在地	山梨市下栗原1456
代表者	大久保 好朗

甲府市上下水道局告示第109号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和7年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

指定番号	第454号
指定業者名	有限会社メンテナンス有賀
所在地	甲府市徳行一丁目15番21号
代表者	有賀 充

甲府市上下水道局告示第110号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110062号		
工事名	(広中－2) 水管橋設置及び配水管布設工事		
工事場所	昭和町飯喰地内(釜無工業団地の南)		
工事概要	1 工事内容	D I P. G X φ 150	L = 186.0 m
		S S P φ 150 (水管橋)	L = 18.5 m
		H P P E φ 100	L = 5.5 m
		仕切弁. G X φ 150	4基
		仕切弁. P E φ 100	1基
	2 工期	不凍急排空気弁 φ 25	1基
		空気弁 φ 20	2基
		非常用連絡管室	1基
		令和8年3月18日まで	
		3 予定価格 (税込み)	73,887,000円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務		
		適用	
		5 週休2日制適用工事	
入札参加資格	1 本店所在地	給水区域内	
	2 競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 870点以上	
	3 同種工事施工実績	配水管布設替工事等。	

		元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1 総合評価方式の種類	特別簡易型
	2 加算点の満点	10
	3 評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札日時	令和7年10月22日 午前9時00分
	11 價格以外の評価点公表日	令和7年10月27日
	12 開札日時	令和7年10月30日 午前9時00分
	13 落札者決定日	令和7年10月31日
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和7年10月20日
価格以外の 評価に関する照会	1	質問	令和7年10月28日まで
	2	回答	令和7年10月29日
価格以外の評価 を修正した場合	公表		令和7年10月29日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第111号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(とび) 110064号		
工事名	(そー18) 平瀬浄水場外周フェンス設置工事		
工事場所	甲府市平瀬町437-3 (平瀬浄水場)		
工事概要	1	工事内容	格子フェンス設置工 L = 137.0m 仮設フェンス撤去工 L = 137.0m 付帯工 一式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	34,958,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P) 600点以上
	3	同種工事施工実績	防護柵等の設置工事 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は

		求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 地域貢献評価型
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 令和7年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 令和7年10月7日
	3	申請書受付開始日 令和7年9月25日
	4	申請書受付締切日 令和7年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 令和7年10月14日
	6	設計図書配付開始日 令和7年9月25日
	7	設計図書配付締切日 令和7年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日 令和7年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 令和7年10月15日
	10	入札日時 令和7年10月22日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日 令和7年10月27日
	12	開札日時 令和7年10月30日 午前9時20分
	13	落札者決定日 令和7年10月31日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ) 配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問 令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答 令和7年10月20日
価格以外の	1	質問 令和7年10月28日まで

評価に関する照会	2	回答	令和7年10月29日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年10月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第112号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 110065号		
工事名	(そー19) 昭和浄水場ほか照明更新工事		
工事場所	昭和町西条1413番地（昭和浄水場）外13箇所		
工事概要	1	工事内容	・昭和地区 電灯設備工事 一式 撤去工事 一式 ・中道地区 電灯設備工事 一式 撤去工事 一式
	2	工期	令和8年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,452,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休2日制適用工事	適用
	1	本店所在地	給水区域内
入札参加資格	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P) 672点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

		(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日 令和7年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 令和7年10月7日
	3	申請書受付開始日 令和7年9月25日
	4	申請書受付締切日 令和7年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 令和7年10月14日
	6	設計図書配付開始日 令和7年9月25日
	7	設計図書配付締切日 令和7年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日 令和7年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 令和7年10月15日
	10	入札及び開札日時 令和7年10月22日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 令和7年10月17日 午後5時まで
	2	回答 令和7年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第113号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110067号		
工事名	(路4-7) 路面復旧工事(余フ)		
工事場所	中央市極楽寺地内(畜産酪農技術センターの北)		
工事概要	1	工事内容	・施工延長 L = 585m ・表層工(再生密粒度ASC t = 5cm) A = 3326m <sup>2</sup> ・区画線工 一式
	2	工期	令和8年3月2日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式: フレックス方式 工事開始日: 令和7年10月23日から令和7年12月22日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格(税込み)	25,333,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	6	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P) 700点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成22年4月1日以降

		に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前10時50分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3 契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4 工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第114号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110068号		
工事名	(路4-41) 路面復旧工事(余フ)		
工事場所	甲府市高畠二丁目地内(通学橋の北)外2箇所		
工事概要	1 工事内容	・施工延長 L = 529.8m ・幅員 W = 2.3 ~ 6.8m ・表層工(再生密粒度ASC t = 5cm) A = 2090m <sup>2</sup> ・不陸整正工(粒調碎石M-30 t = 3cm) A = 2090m <sup>2</sup> ・区画線工 1式 ・付帯工 1式	
	2 工期	令和8年3月18日まで	
	3 適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式: フレックス方式  工事開始日: 令和7年10月23日から令和7年12月22日までの間で受注者が選択する日	
	4 予定価格(税込み)	17,699,000円	
	5 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
	6 週休2日制適用工事	適用	
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内	
	2 競争入札参加資格	舗装	

		直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）700点以上
	3 同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前11時00分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3 契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4 工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月20日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
低入札価格調査制度	適用
支払条件	前金払 請求できる。 中間前金払 請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124

甲府市上下水道局告示第115号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和7年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110069号		
工事名	漏水修理に伴う路面復旧工事（路3-03）（余フ）		
工事場所	給水区域一円（南甲府署管内・25箇所）		
工事概要	1	工事内容	表層工（再生密粒度ASC $t = 5 \text{ cm}$ A = 331 m <sup>2</sup> 区画線工 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和7年10月23日から令和7年12月22日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格（税込み）	10,637,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	6	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）700点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、

		500万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1 入札説明書等配付開始日	令和7年9月25日
	2 入札説明書等配付締切日	令和7年10月7日
	3 申請書受付開始日	令和7年9月25日
	4 申請書受付締切日	令和7年10月7日 午後3時まで
	5 入札参加資格確認結果通知日	令和7年10月14日
	6 設計図書配付開始日	令和7年9月25日
	7 設計図書配付締切日	令和7年10月15日
	8 設計図書に関する質問開始日	令和7年9月25日
	9 設計図書に関する質問締切日	令和7年10月15日
	10 入札及び開札日時	令和7年10月22日 午前11時10分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3 契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4 工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1 質問	令和7年10月17日 午後5時まで
	2 回答	令和7年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

子ども未来部	子ども未来総室	子育て支援課	主事	天川勝司
子ども未来部	子ども未来総室	子育て支援課	主事	清水大晴
市立甲府病院	診療支援部		主査	畠山一貴
(各通)				
退職を承認する				

以 上 発 令 日 令和 7年 9月30日